

2026 年 1 月 トピック

**商務省事業開発局（DBD）による名義貸しおよび名義貸し口座に関する取締り政策**

商務省事業開発局（DBD）は、名義貸し（ノミニー）による事業運営および名義貸し口座（マネーミュール口座）に関する取締り強化に関する 2026 年政策を施行した。施行日は 2026 年 1 月 1 日以降とする。

本政策は、名義貸し行為および名義貸し口座をその発生源から抑止するため、テクノロジーの活用および法的措置を一層強化するものである。主な措置は以下の通り：

1. 法人のより詳細なスクリーニングのための行動分析システムを導入し、タイル人名義を通じて不動産を保有する外国法人に重点を置き、全国的な高リスク群を対象とした精査を実施する。
2. 財務諸表および名義貸し口座に関する積極的な調査・精査を実施する。これには、名義貸しまたは名義貸し口座として関与している疑いのある法人、会計事務所およびビジネスコンサルタントも対象に含める。
3. 包括的データを統合し、法人登記記録、財務諸表および株主構成について、外国人の名義貸し手配、名義貸し口座、名義貸し持株といった異常な行動を検知する。
4. 「4 つの命令および 2 つの通達」に基づき、法令の厳正な執行を図ることで、登記段階からの手続を管理し、名義貸しまたは名義貸し口座の疑いのある株主および個人に対する審査を一層厳格化する。なお、当該「4 つの命令および 2 つの通達」とは、以下のとおり。

4 つの命令：

1. 登記後において、取締役、株主またはパートナーが名義貸し口座として特定された場合は、当該者は登記官の面前に本人出頭し、直近 3 か月分の銀行取引明細書を提出するとともに、会社の事務所所在地証明書を提出しなければならない。

2. 国家福祉カード（低所得者向けカード）所持者が取締役、株主またはパートナー（組合員）として利用されている場合は、当該者は登記官の面前に本人出頭し、直近 3 か月分の銀行取引明細書を提出しなければならない。
3. パートナiership（組合）または有限会社の登記に、外国人資本比率が 50%未満または外国人が代表権を有する取締役（名義貸しリスク群）が関与している場合は、すべてのタイ人株主は、直近 3 か月分の銀行取引明細書を提出しなければならない。
4. 複数の法人が同一の登記住所を使用している場合には、当該建物の適法な占有者による同意書ならびに当該施設を使用する権限を裏付ける証憑書類を提出しなければならない。

2 つの通達：

1. 登記申請者は、公認された指定権限者（会計士、監査人およびタイ弁護士会所属の弁護士を含む）の面前において書類に署名しなければならない。
2. 取締役およびパートナー（組合員）の署名を証明する権限を有する者は、あらかじめシステム上で登録を行い、本人確認手続を完了しなければならない。

2025 年、当該開発局は、以下の取組を通じて積極的な取締りを継続して実施した：

-違法事業防止・取締部門の設置

-17 の政府機関との取締り体制の統合

-「名義貸し、名義借り口座撲滅キャンペーン」の実施

-特別捜査局（DSI）、経済犯罪取締局（ECD）および各地の警察当局を含む法執行機関に対する事件の送致

-高リスク県において現地調査・取締りの実施され、違反者 11 名に対する法的措置の実施、357 名に関する資金経路の調査の実施、3,634 名に関する情報の歳入局への提出という結果になった。

【翻訳：コーディネーター 金留】

[タックス・ニュース 2026 年 1 月号/第 349 号]